

不法投棄対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められています。

不法投棄対策として、「瑞浪市まちをきれいにする条例」に基づき委嘱した環境美化監視員や、県のふるさと環境保全委員、県委託の夜間休日パトロールによる監視、また定期的に県との合同パトロールを実施しています。そして、これらの活動や市民の通報により発見された不法投棄は、職員や市が委託したシルバー人材センターによって、その都度回収しています。

過去5年で、シルバー人材センターへ委託している回収分を含む、不法投棄の件数は減少しています。

過去5年のデータ

